

○ 申請に必要な書類

- ①ー１ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書（実施要領 様式第１号）
（以下「申請書」という。）
- ①ー２ 北海道公立高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（実施要領 様式第１ー３号）
- ② 保護者等世帯の所得に関する証明書
 - １．生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第３６条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（実施要領 様式第２号）又は認定基準日現在の高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる証明書（生活保護受給証明書）
 - ２．保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書・非課税証明書又は納税通知書の写し等）
- ③ 高等学校等専攻科の生徒の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ扶養する子が３人以上いる場合、生計維持者の市町村民税における扶養親族が確認できる書類又は個人番号が確認できる書類及び扶養親族申告書（実施要領 様式第５号）
- ④ 口座振込申出書（実施要領 様式第３号）
- ⑤ 高校生等の国籍を確認できる書類（道内の高等学校等に在学する高校生等については、就学支援金等の受給資格認定通知（支給額通知）等）
- ⑥ 家計急変世帯に係る確認書類
 - ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等）
 - イ 家計急変前及び後の収入を証明する書類
 - （ア）家計急変前
課税証明書等
 - （イ）家計急変後
会社作成の給与見込、直近３ヶ月の給与明細、税理士及び公認会計士の作成した書類等
 - ウ 保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認するための書類（有効期限内の健康保険証の写し（扶養親族全員分）等、課税証明書（扶養親族全員が記載されているものに限る。）等）
- ⑦ 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算に係る確認書類
 - ア 罹災証明書等
 - イ 制服の再購入に係る誓約書（実施要領 別記様式１３）

※ 道内の公立高等学校等に通う生徒等の保護者等のうち、就学支援金の申請・届出の際、既に課税証明書等を北海道教育委員会に提出している場合は、②の提出を省略することが

できます。

※ 加算分の申請を行う場合、改めて加算分の受給申請書や在学証明書、口座振込申出書等の書類の提出が必要ですが、既に提出済みの受給申請書等と記載内容に変更がない場合については、提出を省略することができます。

※ 専攻科における扶養確認の際に、1人の生計維持者で扶養する子の数が3人以上であることが確認できる場合は、もう一方の生計維持者の扶養に係る書類の提出を省略することができます。

※ 道内の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等については、高校生等就学支援金又は高等学校専攻科修学支援金の受給資格認定通知（又は支給額通知）を、国籍を確認できる書類とみなします。道外の場合は、住民票の写し（原本）や在留カードの写し等が必要です。

○ 申請書類一覧

提出書類等 区 分	全日制・定時制・ 通信制		専 攻 科			
	生活保護 受給世帯	非課税 及び課 税世帯	生活保護 受給世帯	非課税 世 帯	所得割課税世帯	
					105,500 円未満	105,500～ 264,499円
①申請書（様式第1号、 様式第1－3号）	○	○	○	○	○	○
②－1 生活保護受給証明書等	○		○			
②－2 課税証明書等 ※市町村民税における 扶養親族数が確認でき る証明書		○		○	○	○ (※)
③扶養親族申告書 （様式第5号）						○
④口座振込申出書	○	○	○	○	○	○
⑤高校生等の国籍を確 認できる書類	○	○	○	○	○	○
⑥家計急変世帯確認書 類		△		△	△	△
⑦制服の再購入に係る 確認書類		□		□	□	□

《記号の説明》 ○ → 提出が必要（家計急変世帯及び制服の再購入に係る申請を含む）

△ → 家計急変世帯の場合は提出が必要

□ → 制服の再購入に係る申請を行う場合は提出が必要

※ 道外の高等学校等及び高等学校等専攻科に在学する高校生等の保護者等の場合は、上記の申請書類のほか在学証明書（実施要領 別記様式2－3）の提出が必要となります。